

1. 件名：京都大学研究用原子炉排気筒解体物の保管状況等に係る面談（3）

2. 日時：令和5年6月1日（木）13時00分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、平野主任監視指導官、鈴江管理官補佐、

福永原子力運転検査官

熊取原子力規制事務所

大東事務所長、横山技術参与

京都大学

複合原子力科学研究所 中央管理室長 他3名

5. 要旨

○研究用原子炉（以下「KUR」という。）排気筒解体物の処分の取り組みについて

（1）京都大学から、資料1に基づき、現在行っている作業や今後の作業予定に係る説明があった。なお、当該排気筒の解体物表面からの削り深さの検討に時間を要しているため、計画したスケジュールよりも作業が遅れている旨の説明もあった。

（2）原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・放射性廃棄物でない廃棄物の措置については、事業者が責任をもって、品質管理体制のもとで放射性廃棄物でない廃棄物であることの判断や測定等を行うことが重要であり、これらの活動は保安規定に基づき適切に行う必要がある。
- ・当該措置にあたっては、保安規定に基づき、実施計画において具体的な計画を明確化し、主任技術者及び放射線取扱主任者は、その実施状況が適切であるか確認する必要がある。
- ・また、放射性物質の付着等による表面汚染と内部汚染について、汚染部位の特定やはつり等の分離の工程は、適切に管理される必要があるため、サンプル採取に際しては、その妥当性について示す必要がある。

（3）京都大学から、本日の面談を踏まえ、対応する旨の回答があった。

#### ○KUR主排気設備のダクトで確認された亀裂について

- (1) 京都大学から、資料2に基づき、応急処置や再発防止の是正措置の具体策の説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。
  - ・主排気設備のダクトの改造について、設計及び工事の計画の変更認可申請の可否を研究炉等審査部門に相談すること。
  - ・本件に関しては、コンディションレポート（CR）の発行に時間（約1か月半）を要し、CAPでの議論の前に応急処置等を実施したことが確認されているが、CAP活動が適切であったか、CAP活動が効果的に運用するうえで見直す事項がないか等について、検討し、品質マネジメントシステムに従って処置すること。
- (3) 京都大学から、本日の面談を踏まえ、対応する旨回答があった。

#### ○臨界集合体実験装置（以下「KUCA」という。）の重水保管について

- (1) 京都大学から、資料3を示され、それに対し、原子力規制庁から以下を伝えた。
  - ・KUCAで使用した重水を管理区域である使用済燃料室に一時的に保管管理するにあたっては、転倒防止を含め液体放射性廃棄物に準じて管理することが望ましい。
  - ・重水を当該建物で長期間保管する場合、許認可の変更手続きの可否等を研究炉等審査部門に相談すること。
- (2) 京都大学から、本日の面談を踏まえ、対応する旨回答があった。

#### 6. その他

資料1 KUR旧スタックのNR判定に向けた対応について

資料2 研究用原子炉（KUR）の主排気設備のダクトの変形防止について

資料3 KUCAの重水について

#### 参考

令和5年4月19日 京都大学研究用原子炉排気筒解体物の保管状況等に係る面談（2）

<https://www2.nra.go.jp/disclosure/meeting/KKAN/202304.html>